

南越前町立今庄小学校原子力災害時避難計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、南越前町立今庄小学校（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童生徒および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童生徒および教職員に適用する。

第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童生徒の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童生徒の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

校長は、市（町）の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童生徒の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、県および市（町）が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童生徒および教職員を集団的に避難させる場合に備えるものとする。

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童生徒が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県や市町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品

ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、緊急時引き渡しカード等

- ・救護に必要な物品

救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、市（町）等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

校長は、市（町）災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、市（町）災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

校長は、市（町）災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2・別表4のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 校長は、市（町）災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童生徒の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、市（町）災害対策本部に対し、児童生徒および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、市（町）災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3・別表4のとおり児童生徒および教職員の避難を行うものとする。

第5 児童生徒の健康状態の把握・健康管理

校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童生徒の健康状態を把握し、異常があった場合には、市（町）災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童生徒の保護者等への連絡

- 1 校長は、避難が完了した場合、児童生徒の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童生徒の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

平成26年 7月18日 策定

平成26年〇〇月〇〇日 改定